

評価シート（年度評価）

名古屋市植田寮の管理運営状況

1 基本情報

＜所管局:健康福祉局＞

指定管理者	社会福祉法人 芳龍福祉会		
主な業務内容	保護施設（救護施設・更生施設）の管理運営		
評価対象期間	平成31年4月～令和2年3月	指定管理期間	平成31年4月～令和5年3月

2 評価結果

評価項目		評価区分	特記事項
1 基本 事項	(1) 平等利用	入所にあたって不公平が生じていないか。	○
	(2) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○
	(3) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○
	(4) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○
	(5) 関係機関等との連携	関係機関等との連携が図られているか。	○
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	○
2 維持 管理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	○
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○
	(3) 衛生管理	衛生管理が適切に行われているか。	○
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○
3 サ ー ビ ス	(1) 利用実績	利用実績は適切か。	○
	(2) 事業実施状況	事業計画に沿った事業が実施されているか。	○
	(3) 利用促進	利用促進のための基本姿勢が認められるか。	○
	(4) 処遇内容	入所者への処遇は適切に行われているか。	○
	(5) 苦情・要望の把握・対応	入所者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	○
4 経 費 等	(1) 執行状況	指定管理料は適正に執行されているか。	△
	(2) 再委託	再委託の内容・方法は適正か。	○

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等

指定管理に移行して1年目となるが、法人がもつノウハウを生かすことにより、入所率が上昇した。また、入所者の多様な課題に対して、福祉事務所や関係機関との円滑な調整を行い、利用者及び関係機関職員が利用しやすい環境づくりに努めている。一方で、指定管理料の余剰金については管理のみされている状況にあり、協定書では「～余剰金が生じた場合、(略) 指定管理期間中に発生が見込まれる人件費、修繕費等の経費に充てるよう十分に配慮しなければならない。」と定めており、指定管理期間に執行されるよう計画的な執行に配慮する必要がある。

施設の現状

名古屋市植田寮

施設の現状	施設概要							
	生活保護施設に基づく救護施設として、身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な人が入所して、生活扶助を受けることを目的とする施設です。 まだ、同法に基づく更生施設として、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする人が入所して、生活扶助を受けることを目的とする施設です。							
	市の収支状況(千円) (令和元年度決算額)							利用料金
	支出			収入				
	指定管理料	その他	計	使用料	その他特定財源	一般財源	計	
	408,816	49,001	457,817	18,926	144,435	294,456	457,817	
	特記事項							
	市の収支状況内訳 (支出) (指定管理料)408,815,844円(その他)49,000,821円 (収入) (使用料)18,926,516円(特定財源)144,434,578円(一般財源)294,455,571円							
	管理運営指標の状況	取組状況						
		指標	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
入所率(年間延べ実入所者数の合計を定員で割り戻したもの)		%	42.0	44.9	43.0	46.4		
特記事項								
令和元年度は前年度と比べて入所率が増加した。								

※支出のうち「その他」欄は、経常修繕費等を記載